

所定疾患施設療養費の算定状況

所定疾患施設療養とは？

肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置などが行われること。
なお、対象となる入所者の状態は、次のとおりである。 < 1、肺炎 2、尿路感染 3、带状疱疹 >

平成30年4月1日 ～ H31年3月31日 (実施人数 及び 実施日数)

実施月 状態	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	2人 7日	3人 17日	2人 10日	0人 0日	2人 14日	3人 13日	2人 14日	3人 14日	3人 15日	1人 7日	0人 0日	1人 7日
尿路感染	4人 21日	10人 68日	6人 34日	7人 37日	5人 34日	6人 37日	2人 12日	6人 32日	3人 15日	7人 21日	4人 17日	8人 38日
带状疱疹	0人 0日	0人 0日	0人 0日	0人 0日	0人 0日	0人 0日	0人 0日	0人 0日	0人 0日	0人 0日	0人 0日	0人 0日
合計	6人 28日	13人 85日	8人 44日	7人 37日	7人 48日	9人 50日	4人 26日	9人 46日	6人 30日	8人 28日	4人 17日	9人 45日

状態	検査内容	治療内容	点滴・投薬内容
肺炎	診察 聴診 レントゲン検査	点滴 抗生剤処方 酸素	ソルラクト D 輸液 ソルラクト輸液 大塚生食注 セフトリアキソン Na レボフロキサシン フロモックス
尿路感染	診察 尿検査 血液検査	抗生剤処方	ソルラクト D 輸液 ソルラクト輸液 大塚生食注 セフトリアキソン Na レボフロキサシン フロモックス
帯状疱疹	算定なし	算定なし	算定なし